

労働派遣法第23条第5項に基づき、労働者派遣事業に関する情報を公開します。

1.労働者派遣の実績及びマージン率等

拠点名称	株式会社ITQUEST 本社
拠点の所在地	群馬県伊勢崎市東小保方町3992番地35

※令和6年10月31日現在

派遣労働者数	派遣先事業所数	①労働者派遣の料金 (1日8時間当たりの平均)	②労働者派遣の賃金 (1日8時間当たりの平均)	マージン率 (①-②)÷①
28	4	39,356	20,155	48.8%

■ マージン率とは

派遣先よりシステム開発株式会社に支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残りの額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られた率をマージン率といいます。

■ マージンに含まれる費用 ←

社会保険料	健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料、労災保険料などの事業主負担分
有給休暇費用	年次有給休暇取得時にかかる賃金(派遣先への請求はできません)
健康診断費用	一般健診及び生活習慣病予防検診の受診費用
就業管理費用	派遣労働者の就業に関する費用(教育訓練、事務管理費等)
営業利益	労働者派遣の料金から労働者の賃金、社会保険料、有給休暇費用、会社運営経費を差し引いた利益

2.労使協定を締結しているか否かの別等

- 労使協定を締結している
- 協定書の有効期間の終期 2025年 3月31日
- 協定労働者の範囲 全ての派遣労働者

3.派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

キャリアアップ措置の種別	対象者	方法	実施主体	賃金支給の状況	派遣労働者の費用負担
新人フォローアップ研修	新規派遣労働者	OFF-JT	派遣元	有給	無
PMS基礎研修	新規派遣労働者	OFF-JT	派遣元	有給	無
仕事の意欲向上研修	新規派遣労働者	OFF-JT	派遣元	有給	無
開発技術基礎研修	2年目の派遣労働者	OFF-JT	派遣元	有給	無
開発技術応用研修	3年目の派遣労働者	OFF-JT	派遣元	有給	無
開発技術向上研修	4年目以降派遣労働者	OFF-JT	派遣元	有給	無
管理技術向上研修	4年目以降派遣労働者	OFF-JT	派遣元	有給	無

労働派遣法第23条第5項に基づき、労働者派遣事業に関する情報を公開します。

1.労働者派遣の実績及びマージン率等

拠点名称	株式会社ITQUEST 首都圏事業所
拠点の所在地	埼玉県さいたま市大宮区仲町1-104 大宮仲町AKビル4F

※令和6年10月31日現在

派遣労働者数	派遣先事業所数	①労働者派遣の料金 (1日8時間当たりの平均)	②労働者派遣の賃金 (1日8時間当たりの平均)	マージン率 (①-②)÷①
4	1	40,870	27,257	33.3%

■ マージン率とは

派遣先よりシステム開発株式会社に支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残りの額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られた率をマージン率といいます。

■ マージンに含まれる費用 ←

社会保険料	健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料、労災保険料などの事業主負担分
有給休暇費用	年次有給休暇取得時にかかる賃金(派遣先への請求はできません)
健康診断費用	一般健診及び生活習慣病予防検診の受診費用
就業管理費用	派遣労働者の就業に関する費用(教育訓練、事務管理費等)
営業利益	労働者派遣の料金から労働者の賃金、社会保険料、有給休暇費用、会社運営経費を差し引いた利益

2.労使協定を締結しているか否かの別等

- 労使協定を締結している
- 協定書の有効期間の終期 2025年 3月31日
- 協定労働者の範囲 全ての派遣労働者

3.派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

キャリアアップ措置の種別	対象者	方法	実施主体	賃金支給の状況	派遣労働者の費用負担
新人フォローアップ研修	新規派遣労働者	OFF-JT	派遣元	有給	無
PMS基礎研修	新規派遣労働者	OFF-JT	派遣元	有給	無
仕事の意欲向上研修	新規派遣労働者	OFF-JT	派遣元	有給	無
開発技術基礎研修	2年目の派遣労働者	OFF-JT	派遣元	有給	無
開発技術応用研修	3年目の派遣労働者	OFF-JT	派遣元	有給	無
開発技術向上研修	4年目以降派遣労働者	OFF-JT	派遣元	有給	無
管理技術向上研修	4年目以降派遣労働者	OFF-JT	派遣元	有給	無